

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香芝市長 三橋 和史

市町村名 (市町村コード)	香芝市 (29210)
地域名 (地域内農業集落名)	上中地区 (上中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 年 月 日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題
当地区では、農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されている。このため、地域全体で農地を利用していく体制の整備が課題である。また、区域内には山辺に位置する農地があり、イノシシ等による農作物への被害が多数発生している。さらに、農道が整備されていないほか、他集落の農業用ため池の受益地の下流に位置する農地も存在し、渇水時には安定した水利を得ることが困難であるなど、ハード面においても不便さが生じている。
(2) 地域における農業の将来の在り方
高齢化や担い手不足等により農業を担う者が引き受ける意向が定まっていない農地について、10年後に農業を継続する意思のある農業者へ集約を進める。また、必要に応じて地域外からも担い手の確保を検討する。 生産する作物は、現状の水稻及び野菜の生産を基本とし、状況に応じて、高収益作物への転換等を検討する。また、必要に応じて、基盤整備を行い、生産性を高めて地域全体の所得の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要	
区域内の農用地等面積	9.77 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.36 ha
(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方	
主に経営面積が20a以上の農業者が所有または耕作する市街化調整調整区域内の農地を区域とする。	

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした農地の集積及び集約化を進めるために、隣接する農業者に対して意向確認を継続する。また、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を活用した利用権設定等による団地面積の拡大を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業を担う者が引き受ける意向が定まっていない農地は、農地中間管理事業を活用した担い手への貸し付けを検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農道が整備されていない農地については必要に応じて香芝市土地改良事業等を活用し、改善を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
担い手に対して、市やJA等が連携して、農地の幹旋や営農活動に対する支援を検討する。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
地域の状況を鑑み、農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討する。									
(6) 以下任意記載事項									
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①猟友会の協力による捕獲活動を実施する。									